(外交防衛委員会)

東 日本大 震災 の 被災者 に 係 る 般 旅 券の 発 給 の特例 に 関 する法 律 案 (閣法第七二号)(衆 議 院

送付)要旨

本 法 律 案 は、 平成二十三年三月十一日に 発生. U た東北: 地 方太平洋沖地 震 による災害に より多数 の 被災 者 が

般 旅 券 を 紛 失 ŕ 又は 焼 失 し たことに対 処する た め、 般 旅 券 の 発 給 の 特 例 を 定 め る も の で あ ij 主 な 内

容は次のとおりである。

外 務 大 臣 ιţ 東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 に よる災 害 の 被 災者 に 対 ŕ 当 該 被災 者が平 成二十三年三月 + 日

時 点 で 有 L て L١ た 般 旅 券 $\overline{}$ 以 下 紛 失 旅 券 とい . う。) の 有 効 期 限 ま で を 有 効 期 間 ۲ す Ś 般 旅 券 $\overline{}$ 有

効 期 間 ば 月を 単 位とする五年以 内 の 期 間 で あっ てその満了 の 日 が 紛 失 旅 券 の 有 効 期 間 満 了 の 日 以 前 の 日

であるものとする。)を発行することができる。

に ょ り発行され た 有効期間 五 年の一 般 旅券の 有 効期 烈限が当 該 般 旅券の発給を受け た被災 者 の紛失旅

券 の 有 効 期 限 ょ り 一 月 以上前で ある場合に には、 外 務 大臣は、 当 該 被 災 者 の 申 . 請 に 応じ、 再 度 紛 失 旅 券 の 有

効 期 限 ま でを有効期 間とする一 般旅券 $\overline{}$ 有効期 間 ţ 月を単位 とする五年以内の期間 で あっ てその満了 の

日が紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものとする。)を発行することができる。

三、一及び二に定める一 般旅券 (以下「震災特例旅券」という。)の発給の申請をする者は、 手数料を国に

納付することを要しない。

四、 震災特例旅券の交付に係る事務を地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする

とともに、 震災特例旅券の発行に係る事 <u>,</u>務 の一部を政令で定めるところにより都道府県知事が行うことが

できることとする。

五、この法律は、公布の日から施行する。